

令和 8 年第 2 回東北町議会定例会会議録

令和 8 年 6 月 9 日（火曜日）午前 10 時 00 分開議

○議事日程（第 2 号）

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

◎一般質問

○議長（田嶋 悟君） 日程第 1、一般質問を行います。

一般質問の通告は 3 名であります。

通告順に発言を許します。

次に、10 番、市川議員は一問一答方式による一般質問です。市川俊光議員の発言を許します。

〔10 番 市川俊光君登壇〕

○10 番（市川俊光君） こんにちは。日本共産党の市川俊光です。早速質問に入らせていただきます。

1 つ目の質問は、三沢飛行場周辺の住宅防音工事及び移転措置について質問いたします。私は、さきの 3 月の定例会で三沢飛行場の騒音コンターの見直しについて質問をさせていただきました。この質問の時点では、騒音測定の結果に基づく騒音状況の線引きである騒音コンターが公表されていましたが、それを基にした新しい騒音対策の区割りが示されていませんでした。その後、3 月定例会終了直後の 3 月 16 日に防衛省から新たな騒音対策の区割りが正式に告示されましたので、このたびはそれを踏まえて町の対応を伺いたいと思います。

1 点目の質問です。このたび告示された新たな騒音区域では、これまで住宅防音工事の対象とされていた第 1 種区域が大幅に縮小されています。これまで対象とされてきた多くの世帯が来年の 9 月以降は住宅防音工事の対象外の区域となり、今後防衛省として対応を行わないこととなります。これは、その地域

に住み、戦闘機の騒音に煩わされ、苦しんでいる町民の皆さんの体感、実感からかけ離れた決定ではないでしょうか。騒音から健康な生活を守る措置がなくなり、居住環境が低下してしまうことが懸念されます。町は、このことに対してどう対応していくのか、お考えをお聞かせください。

2点目の質問です。新しく設定された騒音対策区域では、住宅移転の対象となる第2種区域が広がり、我が町では三沢飛行場に近い向山集落の全世帯と小川原集落の約半分近くまでがその対象となりました。激しい騒音に苦しんでいた地域の住民にとっては、戦闘機の騒音がない静かな土地へと移り住むことができる新たな選択の可能性が広がったことになります。

しかし、一方で町外への人口流出が起こったり、向山集落、小川原集落のコミュニティが維持できなくなることが心配されます。町はこうした事態にどのように対処していくのか、お考えをお聞かせください。

3点目の質問です。このたびの騒音対策区域の見直しで、1つのコミュニティでありながら、道一本を挟んで違う対策の指定が行われたことに戸惑いや批判の声が上がっています。コミュニティとしての集落の現在の姿は、長い年月を積み重ねて形成されたものであって、集落全体の人や世帯が深い関わりを持って成り立っています。行政の施策によってコミュニティが分断されたり、破壊されるということは、絶対にあってはならないことと考えます。

集落住民に先行きの不安をつくり出しているこのたびの騒音区域の指定は、早急に是正されなければなりません。町としてコミュニティ単位での追加指定を求めるべきであると考えますが、町はどう対応するのか、お考えをお聞かせください。

次の質問は、多目的トイレ、授乳室の整備についてであります。バリアフリー法の改正や子育て支援策が後押しになって、各地で多目的トイレや授乳室の設置が進んでいると聞きます。

我が町においても徐々に公共施設等に多目的トイレや授乳室の設置が行われているようですが、今後どのように整備や普及を進めていくのか、町としての計画があるのか、今後の整備の見通しをお聞かせください。

最後は、旧学校校舎解体に伴う課題についてお尋ねします。本年度の町の事業として、旧小学校校舎の解体工事が予定されています。思い出深い校舎が閉

校によって、にぎわいが消えるとともに、年々傷みが進んでみすぼらしい姿になっていくのを見るのはとても残念で寂しい思いになります。そうしたことから、このたび古い校舎が解体されることには安堵の思いもあります。旧小学校校舎の解体工事が滞りなく安全に行われることを祈るものです。

一方で、懐かしい母校の校舎が取り壊されることに対して、大切な思い出の場所がなくなるのは寂しいという声も聞きます。成長期に友達と過ごした日々の思い出は、誰にとってもなくしたくない宝物のようなものであると考えます。

こうした育った土地への町民の思いに対しては、町としても思いを共有し、受け止めることが必要ではないでしょうか。住民の中にある母校をしのぶ場所が欲しいという思いに応えて、解体される旧小学校校舎の敷地に小規模な記念公園などを整備する考えはないでしょうか。お考えをお聞かせください。

以上、質問といたします。ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（田嶋 悟君） 町長。

〔町長 長久保耕治君登壇〕

○町長（長久保耕治君） それでは、10番、市川俊光議員のご質問にお答えをいたします。

一般質問通告のありました質問事項1の三沢飛行場周辺の住宅防音工事及び移転措置についてお答えをいたします。質問要旨の1点目の3月16日、三沢飛行場に係る騒音対策区域の見直しが告示された。第1種区域が大幅に縮小され、騒音対策がなくなることから、居住環境が低下することが懸念されるが、町はどう対応するのかについてであります。三沢飛行場周辺の騒音区域の設定につきましては、令和8年3月16日付で新たな騒音区域が告示され、令和9年10月1日から適用されることとなっております。

今回の騒音区域の設定につきましては、指定再告示方式により、告示日からの施行ではなく、約1年6か月の経過措置が講じられており、第1種区域から外れる方及び新たな騒音区域でも第1種区域となる方が、この間に希望された場合は、ストーブ、エアコン、換気扇等の空気調和機器並びに防音建具等の機能復旧工事が、これまでと同様に更新などの補助金が受けられることとなっております。

さらに、新たな騒音区域において実施される防音工事の内容が外郭防音工事

となり、内容が変更となることから、現在の防音工事において設置したストーブ、エアコン、換気扇等が令和9年10月1日以降となると、更新を希望しても全ての空調設備等が対象とならず、一部補助金の対象外となる可能性もあることから、空調設備等の設置または工事から10年以上たっており、現在更新を希望される方は、忘れずにこの経過措置期間内に希望届の提出をお願いしたいと考えております。

また、今回の見直しにより、第1種騒音区域が大幅に縮小されるわけですが、町全体の航空機騒音による生活環境の影響及び航空機事故の不安が解消されるわけではないことから、これからも粘り強く町民の声を国に届け、町民の生活改善に資するよう要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、質問要旨の2点目、第2種区域の指定では、向山集落の全世帯と小川原集落の約半分の世帯が対象となった。住宅移転により、人口流出やこれまでのコミュニティー機能が維持できなくなる状況が心配される。町はどう対応するのかについてであります。質問事項1点目でも申し上げましたが、約1年6か月の経過措置期間が講じられ、新区域設定が施行されるのは来年の10月1日以降となっており、第2種騒音区域に設定された向山地区及び小川原地区の対象者の皆さんにつきましては、住宅移転を希望する、そのまま現在の住宅に居住する、または防音工事をしてそのまま居住するなどの選択肢があるため、対象者の方々とはこれから様々な協議や相談を重ねてまいりたいと考えております。

そのため、まずは第2種騒音区域に設定されている方々の意向等をお伺いする機会の開設と、住宅移転対象者の不安等を緩和できるような個別の相談窓口の設置を国に要望しており、町としても早期実施に向けて調整をしているところであります。

また、今後の対応を進める上で、議員おっしゃるとおり、人口流出や地域コミュニティー機能の維持が困難になる等の問題が生じる場合は、解決策などに向け、議員の皆様または地域の方々とご相談してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、質問要旨の3点目、このたびの見通しでコミュニティーを分断する指

定が行われたことに批判の声が上がっている。早急にコミュニティー単位での追加の指定を求めるべきではないかについてであります。今回の騒音区域の設定につきましては、国からの説明では、全国的に騒音区域の見直しを同様の方式及び方策により実施されており、本町においても同様の方式が取られたわけではありますが、議員おっしゃるとおり、本町の場合は主に集落単位での行政区となっていることから、地域コミュニティー等についても集落単位で形成されており、今回の騒音区域見直しには町の行政活動の根幹である各集落を分断しないよう、当初から国に対して強く申し上げてきたところであります。

しかしながら、誠に残念ではあります。本町の主張は取り上げられず、今回の騒音区域の設定となったわけではありますが、今年度に入り、去る5月11日、12日に早速基地対策特別委員会とともに東北防衛局、防衛省へ要望活動を実施し、米軍三沢基地等に配備途中であるF-35A戦闘機が米軍、航空自衛隊とも配備が完了した場合には、町民が納得する騒音度調査の速やかな実施と、必要により適正な騒音区域を設定するように要望してまいりました。

国の回答としては、騒音に関する状況に変化が確認される場合は、今後できる限り地域住民の声に寄り添った形での騒音度調査を実施し、結果により騒音区域の見直しもあり得る旨の回答を得たところであります。

そのため、今回の騒音区域の告示に対しては、追加の指定を求めることは現実的ではないものの、これからも引き続き町及び町議会とともに粘り強く町民の声を国に届けてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、質問事項2の多目的トイレ、授乳室の整備についてお答えをいたします。質問要旨の町内の公共施設などに多目的トイレや授乳室を整備していく計画はあるかについてであります。我が町の公共施設における多目的トイレの整備状況は、交流施設が1施設、福祉施設が3施設、社会教育施設が5施設、体育施設が11施設、学校施設が5施設の全校に整備されており、合計で25施設に整備されております。また、授乳室については、福祉施設の1施設、体育施設の1施設の合計2施設に整備されている状況にあります。

多目的トイレや授乳室などは、利用者の利便性向上やバリアフリーの観点から公共施設には必要な施設であることから、施設の利用状況や改修計画に併せ

て検討していく考えとしております。

特に多目的トイレは、高齢者、障害者、幼児連れの方など様々な利用者に配慮した施設として重要であることから、既存施設の改修や新たな整備の機会を捉え、計画的な整備を進めていく必要があると認識しております。

また、授乳室につきましても、子育て世代が安心して公共施設を利用できる環境づくりの一環として、利用頻度や施設規模等を踏まえながら、施設の必要性を検討してまいりたいと考えております。

次に、質問事項３の旧学校校舎解体に伴う課題についてお答えをいたします。質問要旨の旧学校校舎の解体が計画されているが、母校をしのぶ場所を望む声がある。旧学校施設に小規模な記念公園など、場所を確保する考えはあるかについてであります。今年度廃校となっている第一、小川原、千曳の旧小学校の校舎、倉庫等の解体を計画しております。

旧小学校につきましては、長年にわたり地域の教育活動やコミュニティーの拠点として親しまれてきた施設であり、卒業生や地域住民の皆様にとって多くの思い出があるものと認識しております。このたびの解体に当たっても、母校をしのぶことのできる場所を残してほしいという声があることは十分理解しているところです。

現在校舎内に残されている掲示物や展示物などについては、学校の歩みや地域の歴史を伝える貴重な資料であり、卒業生や地域の皆様にとっても思い入れの深いものと認識しております。このため、関係する分館や町内会と地域の集会施設等への移設のための調整を現在行っているところであります。

なお、統廃合時に廃校となる学校の卒業生名簿や沿革資料などについては、統合小学校に引き継いでおります。また、体育館及び記念碑については取り壊さず、そのまま残すこととしているところであります。

町といたしましては、跡地利用、全体との整合性を図りながら、記念碑や植栽の継承、小規模な記念公園的な空間の確保などについて、地域の皆様の意見も伺いながら検討してまいりたいと考えております。

一方で、維持管理や安全管理、今後の土地利用計画との調整も必要となることから、現時点で具体的な整備内容が決定しているものではありませんが、地域の思いに配慮した対応に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田嶋 悟君） 市川議員。

○10番（市川俊光君） 答弁ありがとうございます。第1種区域が縮小された問題ですけれども、移行期間があつて、その間に手続すれば一定の工事ができるということはあると思います。ただ、それが最後で、あとは防衛省は関わりないという事態になっています。その工事が生きているうちは、まだ対策としては残るのだけれども、では新たにうちを建てるとか、そういうことになると対応がないと。これまでは、こういう防音工事等があつたから、騒音はあるけれども、防衛省が何らかの対応してくれる。ある違った見方をすれば、町の業者の方もそういう工事が当てにできるということもありました。それがなくなるというふうになります。大きく環境が変わるというふうに認識しております。

だけれども、そういう対応は変わるのだけれども、実際騒音測ったら低くなっているよというふうに言うのだけれども、具体的なデータは示されていない。

住民の実感としては、相変わらず戦闘機は飛んでいるし、1種区域で削られるところは小川原湖の周辺なのだけれども、これは訓練として旋回して飛ぶ戦闘機、いつも見られるし、年に何回かはオスプレイの訓練なんかもやると。とても安心して生活できるような状況でないというのは実感なのだと思います。

そういうことから、町としてもいろんな要望を届けていくということになっていますけれども、ここは再質問という形ではないですけれども、防衛省のほうの対象から外れるからこそ、町としてはより一層そういう地域に対してどういう状況にあるのかという掌握に努めて、国にもしっかりと物を言っていたきたいということを強く要望しておきます。

2番目の第2種区域の指定です。これは、三沢のほうの岡三沢地域は、移転をさせてほしいという要望を働きかけてきたと。しかし、東北町側の地域では、うるさいけれども、移転したい、移転させてくれという要望は、声としてはないわけではないけれども、そういう運動までなるようなことはなかった。何よりも願っているのは、今の土地で静かに暮らしていければいいというのが我が町の住民の気持ちなのですね。ところが、今度移転の対象区域になったと。では、どう対処すればいいのかということで、住民の皆さんは非常に戸惑ってい

る。対応がもうそれぞれの世帯で、今それぞれがそれぞれで考えて、それぞれの動きをしているという、実際にもう防衛事務所に足運んで移転の申込みをしてきたと、もう町から出ていくという人も何人かお話を伺っております。そういう事態が進んでいる。

その一方で、この先がどうなるのか、町が何してくれるのか分からないから動きが取れない、そう思っている方もいらっしゃる。非常に今住民の中に戸惑いと不安が広がっているというのが実態です。早くどうするのがいいのか判断できるような対応をしていただきたい。これは、主幹は防衛省が本当は懇切丁寧、親切丁寧にやるべきなのだろうけれども、そういうふうにするようには見えませんので、町として住民に寄り添った対応が必要だというふうに思います。

先ほど、これから住民との相談もやっていくということをおっしゃいましたけれども、どういうスケジュール感で今後物事が進められるのか、具体的に計画があるのであれば、そのスケジュール感、教えていただきたい。

○議長（田嶋 悟君） 建設課長。

○建設課長（阿部雅彦君） お答えいたします。

第2種区域につきましては、現対策では2種区域に入っているところがなかったわけですが、今回の見直しで2種区域に向山地区と小川原地区が入ることになってございます。

それで、告示されてから施行されるのが来年の令和9年10月1日以降となりますので、議員おっしゃるとおり申し込んできたというのは多分一応予定してきたということであろうとは思いますが、10月1日以降でないとその申込み等々は受けられないものとは思ってはございますが、スケジュール感につきましては、今現在3月末の週に第1種区域から外れる区域の方に一応、外れる場合の手續等々、町長が答弁されたとおりのことを説明しました。

これから多分進んで、2種区域に住んでおられる方の家族とかそういう方、例えば出稼ぎであったり、子供さんであったり、ここに住んでなくて、帰省してお盆とか正月を過ごされるときに、お金の部分もご相談になるところがあるので、そういう時期を狙って何とか説明会をして、ご家族の方で相談してもらおうと町では考えてございます。

一応町の中にこの防音工事に関するデータがございませんので、個別にどう

いう防音工事をして、どういう家族構成で、何をしてきたか、これからどういうふうなものが対象になって、大体どれぐらいが、例えば移転するとなった場合にめどとされるのかということが町としては示せないような状況にありまして、その部分については、国のほうから来てご助言いただかないと、多分個人の方が納得したり安心して予定を立てられないものと考えてございますので、一応最初に第2種区域の今後のスケジュール感とか、こういうふうな選択がございまして、一般的なご説明を一応7月上旬頃をめどに町としては開催して、一応お盆等に備えた形のスケジュールで、全体的な説明会を私としては考えてございます。

その以後、防衛省と今詰めているところではございますが、個別の相談窓口ということで、人にあまり申し上げられないこととか、自分で思っていることを相談しながら、今後の予定を立てられるように個別の相談窓口をその以降に開催して、何とか、集団移転等もございまして、今後の方向に向けていきたいと考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（田嶋 悟君） 市川議員。

○10番（市川俊光君） 7月上旬から動きとしてはつくっていくということだと、今聞きました。それで、今この第2種の対象になっている世帯、ちょっと正確な数字、町側でもよく分からないと言うのだけれども、大体70世帯とか、80世帯とか、そのぐらいの規模になるかなというふうに思ひます。

ある意味で言えば、その70世帯、80世帯が今ひょっとしたらこの東北町から出ていくかもしれないという局面ですよね。移転していいのだから、どこに行ってもいいのだから、ひょっとしたら三沢や十和田が便利だ、いや、もっと遠くに身内がいるから、そっちに行くということで、どんどん人口が流出するかもしれないという事態になっている。

そういうときに、町のほうでしっかりと町に残ってもらえる方策というものを示さないと、どんどん、どんどん、それぞれの判断で流出していくということも考えられるわけです。

ですから、ちゃんと町の側であなたにこの町に残ってほしいのだという立場で、方策、考え方を示していく必要があるのではないのでしょうか。これ、町長の認識をちょっとお伺ひしたいと思ひます。

○議長（田嶋 悟君） 町長。

○町長（長久保耕治君） 市川議員にお答えをいたします。

ご指摘ありがとうございます。確かにそういったことは懸念されるものと思います。具体的にいろいろな町の政策で、今回の部分以外でも、町にやっぱり住んでいただこう、住みよい町にしていこうという方策を進めてきているところでは。

今回に関しては、こういったちょっと特異的な部分がありますが、例えば今市川議員がおっしゃった、町から出て行って、ほかのところに住もうかなと考えている方々は、個別においていろいろなお考えがあるかと思います。ですので、まずはそういったこと、当然この相談を例えばするというのは、これもちろんどうすればいいのだろうかというところの相談もあるのですが、例えばそういった形で考えている方々の意向をしっかりと酌み取って、どういったものが必要であるのかということを集約した上で、何らかの手だてといいますか、方策を示していくべきかなと思います。

やはりその地域に住んでいる方々のご懸念というのは、例えば人には分からない部分もあるかと思います。ですので、しっかりと酌み取る、そういった窓口に行っていただく機会というものをやっぱり増やしてまいりたいと思っておりますし、議員の皆さんにおかれましても、そういったご相談あった際には、ぜひ執行側のほうに、今の市川議員のように声をお届けいただければと思います。できるだけそういった具体的なことに寄り添うような形で、具体的なことをどう示していくかということでもあります。その具体的なことというのは、やはりしっかりと伺ってからのことがよいかと思いますので、そこにはもう臨機応変で対応できればというふうに思っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（田嶋 悟君） 市川議員。

○10番（市川俊光君） 定住策やって、1軒、2軒呼び寄せるといっても大変な事業なわけです。それが今、何十軒という人がいなくなるかもしれないという事態になっているわけです。これは、やっぱり危機感を持って対応する、そういう感覚が必要だと私は思います。この先のことを見通すためにも、その集団移転の場所とか、そういうことについても早く確定して、見通し、ここだった

ら行けるよということの取組を見えるようにしてほしいしということ、この第2種区域の問題としては強く要望しておきたいと思います。

次の3番目ですが、この第2種区域の指定で、具体的には小川原集落です。今跨線橋の工事やっていますけれども、ちょうどその跨線橋を軸にして、第2種に指定されたところと第1種のところと分かれてしまった。集落の半分がいなくなる可能性が生まれたということになっています。そうなったことによって、集落というものは、さっきのお話でも言いましたように、全体一つで何事も進むようになっている。本家があったり、分家があったり、町の祭りへの参加だって、集落全体で、あの人がこれやって、この人がこれやってというふうになっているのです。それが今度の指定で成り立たなくなる可能性があります。音の具合からいえば、この辺だろうという話なのでしょうけれども、国の行政によって、それまで苦勞して培ってきたそういう集落の機能が壊されるようなことがあってはならないというのは同じ意見だと思っていますし、先ほど町長もF-35配備後見直しをしてほしいというふうにおっしゃいました。ただ、これ35配備後と、相手任せみたいなことを言っていていいのかなと私は思うのです。

移転も、多分一気に進まない。予算の関係もあって全部一気にはいかない、徐々に、徐々にという時間がかかる仕事になっていくのだけれども、片側が住んで、残った側がいて、それからそこが対象になるというようなことになると、やっぱりよくない。移転が進みつつも、その残っている側も対象に入っていくぐらいのスピード感で指定の見直しが行われないと、やっぱりこれは正常でないというふうに思います。この辺での町長の所感、どのようにお考えでしょうか。

○議長（田嶋 悟君） 町長。

○町長（長久保耕治君） お答えをいたします。

今回のいわゆるこの区域の見直しというのは、実は前回の見直しから、もう二十数年たったの見直しであります。今回のこの見直しで区割りが告示されて、される前から再三集落を分断するようなことは絶対しないでほしいということを申し上げてきたのですが、採用されなかったと。いわゆる東北町も農村社会の一つです。農村社会というのは、やはり集落という単位でコロニーを形成し

てきているという中で、やはり分断されるというのは、市川議員おっしゃるとおり、とりわけ若い方々よりも、そこにずっとずっと暮らしてきた方々にダメージが大きいと。そしてまた、こういったことがあると、安心してずっと住んでいけるだろうかということに対する、普通に常識だったところに対する不安を持つことにもなると思います。

今回、本当にそういうふうに決まったものに対して、なかなか、では変えましょうというふうには言えないという国の事情は分かったのですが、ではこういうふうなきっかけがあれば、そういうふうに見直しをしてくれるのですねということは、一昨年からの部分において基地対策の議員の皆さんと再三再四要望、注文しているところであります。

それは国のほうも私は認識をしていると思っておりまして、まだまだ再配備の最中であるということ、さらに配備計画が国から大体こういう形で何年後に配備されますよという計画が出ていますので、そういったところをちょっと注視しながら、例えばそれが状況が変わった、変わらないにかかわらず、私はもう一度しっかり騒音の調査はしていただきたいと。できることなら、町民の声をそれまでに受け取った中で、いや、うちの地域は何かうるさくなったのではないとか、うちの地域の実情はこうだとか、今、市川議員がおっしゃったように、1種区域から外れたから、もうそこは外れた地域なのだということではなくて、それも含めてしっかりこの声に耳を傾けて、次のできるだけしっかり配備されたらということでのお話も承っておりますので、その際にはしっかりやってもらいたいということ、それからその際には住民の声を反映させたところに騒音調査できる、そういったコンターでしたっけ、そういったもの、動かせないものと配備できるものがあるというふうにも伺っていましたので、そういうものを設置していただいて、住民の意向に沿うような意向調査をしてもらおうと。これは、もうここで一回決まったから、例えば10年、20年はいいのだということではないと私は思っていますので、要望活動の際には再三しっかり要望してまいりたいと思っています。

そういったことで、これからも要望活動してまいりたいと思っていますのでご理解賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（田嶋 悟君） 市川議員。

○10番（市川俊光君） 努力をお願いしたいと思うのですが、これ、このたびは我が町に降りかかったことなのだけれども、こういう指定がどこで行われても問題が起こるという内容の指定だと思うのです。それは、やっぱり是正されなければならない。そのための声をしっかりと当事者である我が町から上げていくことが大事だということを強く申し述べておきたいというふうに思います。

次は、多目的トイレ、授乳室の整備の問題です。老若男女、それから障害ある、なしにかかわらず、必要な用事を足したり、娯楽を楽しんだりすることが当たり前ができる、そういう町づくりが大事ななと思っております。

それで、多目的トイレ、25施設あるというのは、意外に多くあるのだなというふうに思いました。25施設あるのであれば、ぜひ多目的トイレマップなどを作って、利便性を図っていただきたいなというふうにも思います。

この多目的トイレについて少し言わせていただければ、短命県、その死亡原因の中で大腸がんの方が結構な割合を占めているというデータもあります。大腸がんになると、手術して人工肛門をつけるということも、どのくらいいらっしゃるのか分からないですけれども、そういうことになるとなかなか外出が大変になるというふうになります。その人工肛門の関係で対処できるトイレが必要になるということになるので、そういう方も普通に生活が送れるような、そういう町づくりということの観点からも、多目的トイレの整備は進めていただきたいというふうに思っております。

それで、お伺いしたいのは、本年度役場庁舎のトイレの何か洋式化の工事があるというふうに聞いていますけれども、この多目的トイレの問題、本庁舎、これは多目的トイレ、授乳室も含めてですけれども、どういうふうに考えていらっしゃるのかお尋ねをします。

○議長（田嶋 悟君） 財政課長。

○財政課長（洞内一也君） お答えいたします。

まず、本庁舎につきましては、今年度トイレの洋式化工事を進めることとしておりますが、今回その洋式化の中で多目的トイレの整備のほうは考えてはいないのですが、多目的トイレとしては、この施設が昭和50年に建設されたままの、当時の設計のままの建物でありまして、当時車椅子の利用を想定した多目

的トイレのスペースが確保されていないという建物となっております。現在そういった新たにスペースを確保して整備ができるのかどうかというのは、建物の構造によってはかなり困難な場合がございますので、今そちらのほうを検討している状況にあります。

分庁舎につきましては、今年度解体予定ということになっておりますので、コミュニティセンターがその代役を今担っているのですが、コミュニティセンターにも他目的トイレは現在設置されておりません。今後コミュニティセンターのほうも、建築後38年程度たっておりますので、今後大規模な改修を計画して、その中でトイレの整備のほうも進めていけたらいいのかなというふうに考えてございましたので、よろしくお願いします。

○議長（田嶋 悟君） 市川議員。

○10番（市川俊光君） 町民が多く利用する機会のある町の要となる施設ですので、ぜひどなたでも利用できる、そういう機能を備えた庁舎ということで整備を進めていただきたいというふうに強く要望しておきたいと思います。

最後に、学校校舎の跡地に思い出がしのべる場所を残してほしいということで、これも受け止めていただいているなというふうに感じました。町を離れた方、町に帰省したり、いろんな経緯で帰ってきて、思い出に浸るという、それは大事なふるさとの役割でもあるのですが、やっぱり町が大きく変わってしまっている、思い出に浸る場所がないというのは寂しいことであって、そういうことがやっぱり東北町出身でありながら、なかなか町に足を運ばないということにもつながっていくことにもなるかなというふうに思います。ぜひここで生まれ育った人々、ここにずっと住んでいる人も含めて、立ち寄りたい町ということで、古い思い出のあるものは大事にするということで、この学校校舎の跡地に、ぜいたくなことは言わない、手がかけて、守られていく程度のものでいいかなと思うのですが、整備をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（田嶋 悟君） これで10番、市川俊光議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（田嶋 悟君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

(午後 零時 2 0 分)